

## 広島県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

(趣旨)

第1 この基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定の審査にあたり、具体的な審査基準を定めるものとする。

(指定基準)

第2 知事は、法第40条の規定による指定の申請の内容が、次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、当該申請をした者を支援法人として指定するものとする。

1 法第40条第一号に規定する支援業務の実施に関する計画（以下「支援業務計画」という。）に関する基準

支援業務計画が、次の各号の全てに適合すること。ただし、法第42条各号に掲げる業務の全てを行わない場合にあつては、これらに加え住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第27条第2項第四号ロの支援業務の概要に関する事項を記載した書類に、必要が生じた場合には法第42条各号の業務を行うことが記載されており、各業務を行う備えがあることが確認できること。この場合において、法第42条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）の実施については、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第3条第1項の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図ることが、省令第27条第2項第四号ロの支援業務の概要に関する事項を記載した書類に記載されている場合には、当該業務を行う備えがあるものとみなす。

- (1) 支援業務の内容、実施方法が適切であること。
- (2) 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制及び勤務体制が確保されていること。
- (3) 支援業務を行う区域が定められており、その内容が適切であること。
- (4) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められており、その内容が特定のものにつき不当に差別的な取扱いを行わないものであること
- (5) 広島県居住支援協議会の構成員となるなど、法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携を図ることとしていること。
- (6) 支援業務に関する苦情に応ずるための体制が整備されていること。
- (7) 個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられていること。

2 経理に関する基準

支援業務計画を適確に実施するに足りる経理的な基礎を有するものであることについて、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務の実施に必要な自主財源を有していること。
- (2) 債務超過の状態にないこと。
- (3) 予算規模が適切であること。

(4) 事業と予算のバランスがとれていること。

### 3 技術に関する基準

支援業務計画を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであることについて、債務保証業務を実施する場合にあっては、原則として家賃債務保証業者登録規程第3条第1項の登録を受け、債務保証業務以外の支援業務を実施する場合にあっては、原則として概ね3年以上の実績を有していること。ただし、支援法人として指定することについて市又は町からの推薦がある場合は、3年の実績要件を免除することができる。

### 4 役員又は職員の構成に関する基準

指定を受けようとする者の役員が(1)から(7)までの各号のいずれにも該当しないこと及び指定を受けようとする者が(8)から(13)までの各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(6) 支援業務の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当な理由がある者

(7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(8) 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年以上を経過しない者

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(10) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用のおそれのある者

(11) 役員のうち自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる者のあるもの

(12) 役員のうち、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を提供するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しく

は関与していると認められる者のあるもの

- (13) 役員のうち、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者のあるもの

4 支援業務以外の業務を行っている場合の基準

支援業務を実施する組織と支援業務以外の業務を実施する組織との間に適切な分離がなされており、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 その他の基準

前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 定款等において、支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- (2) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- (3) 定款の内容が法令に適合していること。

附則

この基準は、平成30年3月8日から施行する。

附則

この基準は、令和5年5月1日から施行する。